

医療法人星の里会

次世代育成支援対策法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

男女問わず誰もが個々の能力を十分に発揮して活躍でき、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 内容

【次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 共通】

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人あたり年平均8日以上とする

<対策>

- 2023年4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握する
- 2023年7月～ 年次有給休暇取得についての意識調査を実施し、
阻害要因に対する検討を行う
- 2023年9月～ 検討結果をもとに年次有給休暇取得率向上計画を策定する
- 2024年度～ 年次有給休暇の取得率向上に向けて、職員に対し啓発活動
を行う

目標2：男性職員の育児休業取得を促進する

<対策>

- 2024年4月～ 育児休業等の制度に関する社内パンフレットを改定し、男性職員の育児休業取得事例等を盛り込む。
- 2024年10月～ 管理職を対象とした勉強会を行い、男女問わず育児休業等
を取得しやすい環境づくりを図る。